

(別紙様式1)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 栃木県
農業委員会名： さくら市

I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	1707	農業就業者数	2216	認定農業者	329
自給的農家数	322	女性	1089	基本構想水準到達者	43
販売農家数	1385	40代以下	230	認定新規就農者	15
主業農家数	343	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	0
準主業農家数	414			集落営農経営	0
副業的農家数	628			特定農業団体	0
				集落営農組織	0

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	4840	419				5260
経営耕地面積	4142	251	198	35	18	4394
遊休農地面積	11.7	2.2	2.2			13.9
農地台帳面積	4939	535	517	7		5474

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	19	19			
認定農業者	—	12			
認定農業者に準ずる者	—	0			
女性	—	3			
40代以下	—	0			
中立委員	—	1			

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	54	51	27

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	5260ha	3035ha	57.70%
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者の減少や高齢化により担い手が不足している。 ・耕作放棄地の増加や農地の分散等が経営の効率化を図る上での課題となっている。 		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	3156ha	(うち新規集積面積	121ha)
	目標設定の考え方:担い手への集積率を60%とする。			
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集積協力金制度についての説明会を8月に開催し、農地所有者等に対しては、年2回程度農政部局と連携し、広報紙若しくはチラシにより周知する。 ・農地移動適正化あっせん事業実施規程に基づきあっせん依頼があった場合、速やかに担当委員を指名し、耕作者発掘に努める(通年)。 ・農地バンク事業の活用を推進し、出し手と受け手のマッチングに努める(通年)。 			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	29年度新規参入者数	28年度新規参入者数
	2経営体	1経営体	0経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積
	6.1ha	3.3ha	0ha
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・就農給付金等の制度の周知や農地情報の提供、農地のあっせんに努める必要がある。 		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	1.0ha
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市農政部局と連携し、新規参入希望者の情報の共有化を図るとともに、就農給付金等の制度の周知や農地の情報提供、あっせんに努める(通年)。 		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成31年1月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	5280ha	13.9ha	0.26%
課 題	・特に中山間地区では、農業者の減少や高齢化に伴う担い手不足により遊休化が進んでいる。加えて、耕作条件の悪いほ場が多く、借り手を見つけるのが難しい。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 6.3ha		
	目標設定の考え方:遊休農地となっている農地のうち、農用地の遊休化を解消することとする。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	70人	8月～10月	11月～12月
	農地の利用状況調査	8月に説明会を開催し、8月から10月に市内全域の農地の利用状況を調査する。 <事前準備> 過去に遊休農地と判断された農地、納税猶予対象農地及び再生困難(B分類)と判断された農地のリストを作成、あわせて地番図に色分け表示する。 <調査方法> 区域毎の調査担当者を決め、地番図に基づき区域内の農地の利用状況を調査する。農地利用最適化推進委員が現地調査を行った後、農地利用最適化推進委員の現地調査において遊休農地及び再生困難(B分類)と判断された農地について、市農政部局と連携し農業委員及び事務局職員が再調査を行う。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11月～3月	1月～3月	
その他	・農地バンク等を活用し、遊休農地を担い手や新規参入者へあっせんに努める。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
		5260ha
課 題	・違反転用者が農地法に違反している意識が薄い。 ・既にかかなりの年月が経過してしまっている(2件 平成4年・平成10年発生)	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の活動計画

活動計画	・8月から10月に利用状況調査を実施し、違反転用の早期発見に努める。 ・既存の違反転用箇所については、調査会単位で解消に向けた指導を引き続き行う。 ・8月にパンフレット及び広報紙等で農地法の周知を行う。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入